

収入保険制度の実施

【令和5年度補正予算額 3,700百万円】

<対策のポイント>

収入保険の積立方式による補填に充てる積立金の積み増しを行うことで、経営努力では避けられないリスクにより収入が減少した農業者に対する補填を着実に実施します。

<事業目標>

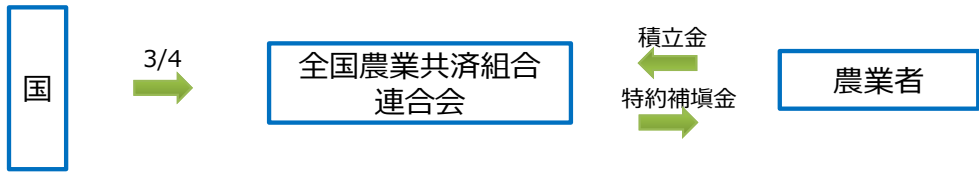
- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

農業経営収入保険特約補填金造成費交付金

災害等により農業者の収入が減少した場合に、収入保険の補填方式のうち積立方式については、農業者と国が拠出した積立金により補填します。（農業者と国の積立金の負担割合は1：3）

<事業の流れ>



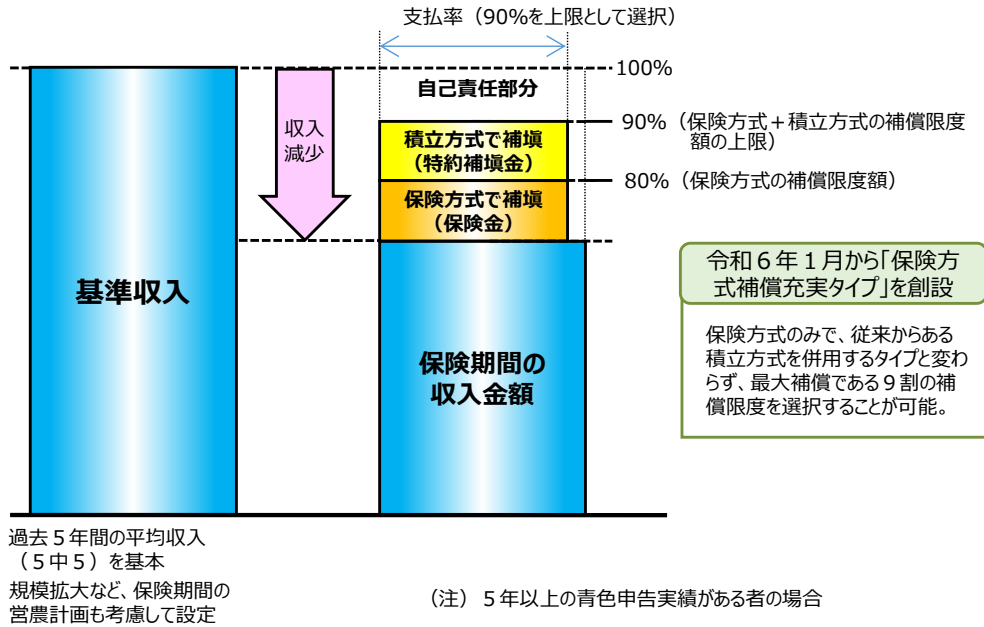
<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとられず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



【お問い合わせ先】 経営局保険課（03-6744-7147）